

5. 意匠 組物の物品構成表

組物の意匠は、原則として、それぞれの「構成物品」の欄に掲げられる全ての物品を少なくとも各一品ずつ含むものでなければならない。

「構成物品」欄に記載されていない物品を含むものについては、その加えられた物品が同時に使用されるものであり、かつ各構成物品に付随する範囲内の物品であるものとする。

なお、「備考」の欄に注意書が付されている組物は、その「構成物品」の欄内の二種以上を最低限含む組み合わせによるもの、あるいは細分された「構成物品」の欄ごとの組み合わせによるものを組物と取り扱う。

※下記の表は、意匠法施行規則別表第二に基づくものである。

	組 物	構成物品	備考
1	一組の下着セット	ブラジャー ガードル パンティ スリッパ キャミソール ペチコート ボディースーツ	欄内の二種類以上の物品を含むもの
2	一組のカフスボタン及びネクタイ止めセット	カフスボタン ネクタイ止め	
3	一組の装身具セット	ネックレス イヤリング	
4	一組の喫煙用具セット	卓上ライター 灰皿	
5	一組の美容用具セット	電気マッサージ器 電気眉そり器 電気洗顔パフ 電気吸引パター	いずれかの欄の組成物品の組み合わせ方によるもの
6	一組のひなセット	内裏びな 三人官女 五人ばやしびな 左右大臣びな	
7	一組の洗濯機器セット	電気洗濯機 衣類乾燥機	
8	一組の便所清掃用具セット	ケース付きたわし 汚物入れ	
9	一組の洗面用具セット	歯ブラシ立て コップ	
10	一組の電気歯ブラシセット	電気歯ブラシ ホルダー	
11	一組のキャンプ用鍋セット	なべ フライパン	
12	一組の紅茶セット	紅茶わん及び受け皿 ティーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
13	一組のコーヒーセット	コーヒーわん及び受け皿 コーヒーポット ミルクピッチャー 砂糖入れ	
14	一組の酒器セット	グラス 氷入れ グラス デカンタ 徳利 杯	いずれかの欄の組成物品の組み合わせ方によるもの

	組 物	構成物品	備考
15	一組の食卓用皿及びコップセット	食卓用皿 コップ	
16	一組のせん茶セット	煎茶茶碗 きゅうす	
17	一組のディナーセット	肉皿 パン皿 スープ皿 紅茶わん及び受皿 大鉢 ミルクピッチャー 砂糖入れ	
18	一組の薬味入れセット	食卓塩振り こしょう振り しょう油つぎ ソースつぎ	いずれかの欄の組成物品の組み合わせ方によるもの
19	一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット	ナイフ フォーク スプーン	
20	一組のいすセット	いす（二以上）	
21	一組の応接家具セット	テーブル 安楽いす	
22	一組の屋外用いす及びテーブルセット	屋外いす 屋外用テーブル	
23	一組の玄関収納セット	下駄箱 収納棚	
24	一組の収納棚セット	収納棚（二以上）	
25	一組の机セット	机 脇机	
26	一組のテーブルセット	テーブル（二以上）	
27	一組の天井灯セット	天井灯 天井灯用つり飾り	
28	一組のエアーコンディショナーセット	エアーコンディショナー エアーコンディショナー室外機	
29	一組の洗面化粧台セット	洗面化粧台 化粧鏡 収納棚	
30	一組の台所セット	流し台 調理台 ガス台 収納棚	
31	一組の便器用付属品セット	便蓋カバー 便座カバー 便所用マット	
32	一組の紅茶セットおもちゃ	各構成物品は上記おもちゃでない組物にそれぞれ準ずる。	
33	一組のコーヒーセットおもちゃ		
34	一組のディナーセットおもちゃ		
35	一組の薬味入れセットおもちゃ		
36	一組のナイフ、フォーク及びスプーンセットおもちゃ		
37	一組のゴルフクラブセット	ゴルフクラブ（二以上）	
38	一組のドラムセット	ドラム シンバル	
39	一組の事務用具セット	はさみ ペーパーナイフ ペーパーカッター 定規 ステープラー	欄内の二種類以上の物品を含むもの

	組 物	構成物品	備考
40	一組の筆記具セット	シャープペンシル ボールペン 万年筆 マーキングペン	欄内の二種類以上の物品を含むもの
41	一組の自動車用エアスポイラーセット	自動車用空気整流器 (二以上)	
42	一組の自動車用シートカバーセット	シートカバー (二以上)	
43	一組の自動車用フロアマットセット	フロアマット (二以上)	
44	一組の自動車用ペダルセット	アクセルペダル ブレーキペダル	
45	一組の自動二輪車用カウルセット	カウル (二以上)	
46	一組の自動二輪車用フェンダーセット	フロントフェンダー リアフェンダー	
47	一組の車載用経路誘導機セット	車載用経路誘導機本体 モニターテレビ受像機	
48	一組のオーディオ機器セット	チューナー アンプ スピーカーボックス	チューナーとアンプ 一体型も含む
49	一組の車載用オーディオ機器セット	車載用チューナー 車載用アンプ スピーカーボックス	車載用チューナー と車載用アンプ 一体型も含む。
50	一組のスピーカーボックスセット	スピーカーボックス (二以上)	
51	一組のテレビ受像機セット	テレビ受像器 テレビ台	
52	一組の光ディスク再生機セット	モニターテレビ受像器 光ディスク再生機	
53	一組の電子計算機セット	電子計算機 電子計算機用データ 表示機及びデータ出力機 電子計算機用データ 表示機付き電子計算機 電子計算機用キー ボード又はデータ入力機 電子計算機用キー ボード付き電子計算機 電子計算機用データ 表示機 電子計算機 (二以上 (複数の筐体により 構成されたもの)) 電子計算機データ入 力用補助機	いずれかの欄の組 成物品の組み合わせ方によるもの
54	一組の自動販売機セット	自動販売機 (二以上)	
55	一組の医療用エックス線撮影機セット	エックス線撮影機 医療用ベッド	
56	一組の門柱、門扉及びフェンスセット	門柱 門扉 フェンス	